

久米邦武と田中不二麿の宗教視察  
——岩倉使節団と宗教問題（その四）——

山  
崎  
渾  
子

**Kume Kunitake and Tanaka Fujimaro's View of Religion—Record of Visits around the Western countries as a member of the Iwakura Mission**

---

Kunitake Kume, who accompanied the Iwakura Mission, was commissioned together with Fujimaro Tanaka, a Ministry of Education Councillor, to examine Western religion. This paper studies the observations made by these two delegates. There is no special summary of the results of their survey concerning religion among the papers submitted after their return to Japan. However, articles related to religion have been included in their reports to the Government and to the Nation; Kume in his "Bei-O Kairan Jikki" (A True Account of the Tour of the Special Embassy to America and Europe) and Tanaka in his "Councillor's Service Report."

Here, religion means Christianity. As I have been pursuing the theme of the real content of Kume and Tanaka's religious investigations, I am attempting a comparative study of the two delegate's reports. In the first part of my article, I discuss the accounts related to religion in the "Councillor's Service Report," and in the second part I compare the two works, referring to their translations of religious terms and their content. In so doing I refer to the writings of Jo Niijima who helped draft the "Councillor's Service Report."

I would like to derive from the above study a clue to elucidate the relationship between the Iwakura Mission and the problem of freedom of religion raised at home and abroad, occasioned by the persecution of Christians at that time.

### 一 文部省編『理事功程』に見る宗教関係記事

岩倉使節団は、明治四年（一八七一）十一月から明治六年（一八七三）九月まで約一年十ヶ月を費やして欧米諸国を巡歴してきた。この使節に権少外史として随行した久米邦武は、同時に文部理事官の田中不二麿と共に西洋の宗教を取り調べることも命ぜられていた。ここではその宗教視察について問題にしたい。ところで使節団帰国後の報告書關係の中には、特別に宗教に対する調査結果をまとめた記録はない。しかしそれぞれ久米の場合は『特命全權大使米歐回覧実記』（久米邦武編、田中彰校注、岩波文庫全五冊、一九七九、以下『実記』と略称する）に、田中不二麿の場合は『理事功程』（文部省編『理事功程』臨川書店、一九七四、尚ここでは国立公文書館蔵の原本も参照した）に宗教についての関連記事を見出す事が出来る。

ここで言う宗教とはキリスト教のことを指す。彼等の視察内容がどのようなものであったのか、特に久米邦武の『実記』と宗教関係については先に述べた事があるので（拙論「岩倉使節団における宗教問題——『米歐回覧実記』に見る宗教觀』北大史学・十八、「岩倉使節団と信教自由の問題」『日本歴史』三九一号・吉川弘文館、および「久米邦武と宗教問題」聖心女子大学論叢七十一号）、本稿では『理事功程』の中に見られる宗教関係記事について検討し先述論文を補いたい。

『理事功程』は、もとより歐米の教育制度を視察した報告書である。そのため内容は教育に主眼点が置かれているが、その中に宗教関係の記事も少なくない。ここではその宗教関係記事に限って取り上げる事にする。その際アメリ

から田中に隨行し、通訳や本書草稿に關係した新島襄の著述も参考にする。以上の事を明らかにすることによつて、宗教取り調べ係としての久米・田中の視察体験を比較検討し、當時キリスト教徒迫害問題をきっかけとして國内外に引き起こされていた信教自由の問題と岩倉使節団の關係を解明する手がかりにしたいと思う。

岩倉使節団と『理事功程』については、前掲書『理事功程』中の小林哲也氏の解説、大久保利謙編『岩倉使節の研究』（宗高書房、一九七六）、石附実『西洋教育の発見』（福村出版、一九八五）らの先駆諸氏から多くの事を教えられた。理事官とは各省（左院、大蔵省、兵部省、司法省、宮内省、文部省、工部省）派遣の専門別の調査官のことで、一行は初めは岩倉使節団と同行、後には調査の必要から本隊と離れて自由行動をとった。彼らは、各国滞在の留学生らを通訳者として雇いながら、大使一行と前後して欧米を視察し、明治六年（一八七三）初め頃までには帰国している。そして各理事官の調査成果は、別々にまとめられて『理事功程』として提出された。この諸「功程」の中でも『文部省理事功程』は特に優れた報告書である事、田中理事官の下でアメリカ留学中の新島襄も通訳、調査に参加した事、アメリカ、イギリス、フランス、ベルギー、ドイツ、オランダ、イスラム、デンマーク、ロシアの順に従つて報告され、最終のものが提出された明治八年（一八七五）には和装本十四冊が刊行された事、そして当時の日本において西洋教育の知識を広める重要な役割を果たした事、また久米の『実記』にしばしば引用されている事などが知られている。

そこで筆者はその中に觀察された西洋宗教の実態をもう少し具体的なところで把握したいと思つた。『実記』と比較するためにも『理事功程』にある宗教記事に限つて細部を検討する必要がある。以下九ヶ国の報告が十五巻に編集されてあるものに沿つてまとめてみる。

## (一) アメリカ(第一巻)

先ずアメリカの巻の宗教関係事項を列举してみると、

教育方法ヲ平民僧徒ニ委託シテ曾テ政府ニテ関係セザリシ國々ハ普ネク人智ヲ鍛練シ開化ノ進歩ヲ駿速ニシ最上ノ地位ニ達セシムルノ要路ヲ失ヘリ(前掲『理事功程』九ページ、以下ページ数のみを記す)

と教育の権を政府が握らず、宗教家や人民の手にある事を許す限り文明開化は遅れると言う。その点ニユーハイスクールの場合には異なつていて、

教育ノ権ヲ僧徒平民ニ委託セス大学校ノ管轄ヲ特ニ政府ノ任トナセル国民一般ノ美事ヲ為セリ(八)

と良い例をあげる。また

公学校生徒ハ毎朝神書ヲ誦スルヲ以テ規則ナスト雖モ自己及ヒ父母親族等之ヲ嫌フ時敢テ之ヲ強ヒズ(一九)  
と信教の自由の精神にふれる。各「都邑」には三人の教育執事を置き、

諸ノ学校ニテ聖書ヲ講スルノ得失如何ヲ察シ或宗旨ニ損害アル書籍ヲ講習スルヤ否ヤヲ知スベシ(二四)

と聖書を使用するか否か、どの宗教書を使用するかなどが、その市町村の代表者の採択にまかされている事が判る。  
休暇が許されている日として、キリスト教の代表的な祝日である「グードフライデー及イーストルモンデー、……教祖誕生日キリストマス」(三八)などにも言及している。また合衆国の大学三六九校のうち、

二五九校ハ宗徒ニ属ス其区別左ノ如シ

メゾーデストエピスコバル……………六〇校

ローマンカトリキ……………四七

バブチスト.....	三七
フレスピテリエソ.....	一八
コングレゲーシヨナル.....	一九
プロテスタントユピスコバル.....	一六
リューゼラン.....	七
チヨルチ、オフ、カライスト.....	七
ゼルメンレホルムド.....	五
ユナイテットブレスルン.....	四
コムベルランドブレスビテリエソ.....	三
フレンズ.....	三
ユニウエルサリスト.....	三
ユナイテットブレスビテリエソ.....	一
フリー・ウイルバブチスト.....	一
マラウイヤン.....	一
アフリカンメゾーデーストエピスコバル.....	一
レホルムドドツチ.....	一
ニュー・チヨルチ.....	一
ノートルテー・センジ.....	一

ユニタリヤン……………一（五四）

以上当時のアメリカにおける各宗派の種類が判るのでここに引用しておく。更に神学校の事についてまで記録されているのが目立つた（五八）。また訳語も不統一で、例えば「聖書」と書いたり「經典」、「神書」と種々の語を使用している。

（二）イギリス（第二、三巻）

まず第一ページには「英國學事沿革」と「小学新令並教育部新則略一八七〇年」の目次がある。その項目のいくつかは学校事務局についてであり、つづいて「同局ニテ設ケタル学校ニ於テ宗教ヲ授ケル事（六五）」というものが見られる。つづく「英國學事沿革」の内容に入ると普通教育の所では、

英國ニ下等小学ノ行ハレシハ千四百四十年後ノ事ニシテ其頃各派ノ宗徒其ノ支配地内ニ教育ノ届カサルヲ察政府ニ請テ寺院付属ノ学校ヲ設ケ各其支配下ノ児童ヲ教導ス是ヲ小学ノ権興トス（六六）

と修道院や教会学校の役割を紹介する。しかしそ後の進歩は余り無く、ウイリヤム三世の即位までは

僧尼ノ輩文明ノ口ニ利アラサルヲ覺トリ悉ク寺院付属ノ学校ヲ毀チ教育保護ノ道ヲ妨ケ其暴虐窮マリナシ（六七）  
とその進歩の遅れの原因を説明する。だが

此時ニ当テ幸ニ板刻術ノ發明年既ニ久ク（ギリシャ）經典等ノ書籍國中ニ廣布シケレハ人々書籍ヲ貯フルヲ得テ文運  
日進宗徒ノ狡智モ之ヲ奈加ントモスル能ハサリシ（六七）  
とも述べる。

千六百九十八年一ノ義社アリテ始テ仁恵学校ヲ設ケリ之ヲ「チャリティー、スクール」ト言フ此学校ノ趣意ハ貧人

ノ子女教育ノ便ヲ得サル者ヲ入テ人間日用欠クヘカラサル筆、読、算ノ三科ヲ授ケ衣食ニ至マテ給与シ男子ニハ商業ヲ教ヘ女子ニハ家事ヲ斎フルノ道ヲ教ヘ相応ノ年齢ニ至テ学校ヲ出スモノナリ（六七）

次いで千七百八十一年の日曜学校の創始を記しその意義を説く。

平日職業ノ為メニ閑暇ヲ得サルモノモ亦教化ノ徳澤ヲ被ルニ至ル実ニ日曜学校ハ仁恵学校ノ後ニ起リテ下等教育進歩ノ為ニ第二ノ階梯ヲ与ヘシモノナリ（六八）

また同じ「貧民童兒ノ為ニ取立タル学校」として

不列顛學社ハ千八百〇八年ノ開基ニシテ其主旨タル宗旨種属の別ナク貧困ニシテ教育ノ道ヲ得サル者ヲ助クルニマリ（六八）

一方、イギリスの教育界に於ける政府の支配権について、

タダ費用ヲ出シテ之ヲ救助スルモノニシテ恰モ慈悲心アルモノ己レノ財ヲ散シテ人ヲ助スルガ如ク君主威權ヲ以テ其人民ヲ統御スル如キノ比ニ非スト言テ可ナリ

それは何故かと言うと、

全ク一二ノ吏ト獨自ノ人民ニ委託シテ議事院ハ只英吉利宗徒ト英吉利宗ニ服セサル宗徒トノ嫌疑ヲ受ケン事ヲ恐レテ更ニ関係セスシリゾヒテ傍観スル者ナリ（七〇）

政府の扶助金の配分についても

偏重ノ弊害多キハ畢竟教育ノ権政府ニ在ラスシテ僧徒ニアルカ故ナル論ヲマタシシテ知ルヘシ学校ノ支配既ニ僧徒ノ手ニ在レバ教科モ亦教法ノ事ニノミ偏シ實用急務ノ事ヲ授ケサレバ人亦自然ニ之ヲ厭ヒ止ムヲ得ス私ニ師ヲ雇ヒ各々適意ノ学則ノ立ツル者間々之アリト雖モ宗徒ニ属セザル学校ハ費用欠乏ノ患多クシテ所得ノ学業亦価ナシ（七

(一)

一八七〇年には初めて新法が立てられ各区内に学校事務局が設けられた。その後はそこで公立学校費用を支給するため、区内住民の貧富に従つて地方税を取り立てている。しかしそこでも問題がある。民費ヲ以テ取立タル学校内ニ於テ宗門上ノ教育ヲ施スト否ラサルトノ事ニ係リ諸宗教徒ト大論争ヲ醸成シ當時混雜ノ央ナリ(七三)

と宗教の違ひから起因する大論争を紹介する。

このような諸宗教間の争いを前以て避けるためにも、新則では具体的な所での細則を設けそれを公布している。

諸公学校取扱ノ規定ハ大約左ノ各規ヲ旨トシ各校共之ヲ講堂ニ掲示スヘシ

### 第一

生徒日曜学校又ハ他ノ礼拝所ニ出席シ或ハ宗教ノ事ヲ授クル時刻ニ学校ヲ引取り又ハ生徒ノ父母所屬ノ宗徒ヨリ学校出席日ノ外一定ノ休日ニ於テ宗教ノ事ヲ勤メシムル等其宗教ニ從事スルト否トハ總テ尋常学校出席ニ妨げナキモノ勝手タルベシ

### 第二

小学校内ニ於テ宗教ノ事ヲ授クルハ通常正課時限ノ前後ニ於テスルハ妨げナシトス故ニ課業時限表ニモ之ヲ授クル時刻ヲ挿記シ教育部ノ許可ヲ経テ諸講堂ニ掲示スベシ

生徒若シ校内ニ於テ宗旨ニ關セル教ヘヲ勤メスト雖モ学校ニ於テ受クヘキ権利ハ更ニ失フヘカラス

### 第三

学校監察司ハ時ニ拘ラス学校ヲ巡監スヘシ但シ校内ニ於テ宗教ノ事ヲ検査シ又ハ宗教ノ書ヲ以テ生徒ヲ吟味スルハ

## 其職掌ニ非ラサルヘシ（七五—六）

と最初から宗教の項目が続いている。この後「学校事務局ニテ設ケタル学校ニ於テ宗教ヲ授ル事」と表題があり、先述の三項目の内容を繰り返し、それに付加して

若シ父母其童兒ノ異宗ノ教法ニ從事スルヲ好マスシテ正課ノ外教法ヲ修ムル時間ノミ欠席セシムルトモ監察司ノ吟味ヲ受ケテ政府ノ扶助金ヲ得ル等總テ学校ニ於テ受クヘキ権利ハ毫モ失ハサルモノナリ（八〇）

と信教の自由も念を押されている。この事は出席を促す表題の所でも、掻によつて児童が制限を受ける事がないよう言及している（八一）。それと同時に宗教そのものから制約されないように、例えば授業料に就いて触れている箇所で、父母が貧困で支払えない場合の援助を述べた後

此等ノ寛法ニ興カル者決シテ宗門上ノ施惠ト心得ベカラス（八〇）

と言う。新法では、「政府扶助金」の事も明記し、

千八百七十一年三月三十一日後ハ新令ノ定ニ從テ公学校ニ非サル学校ト宗教ノ事ヲ主トスル学校ニハ扶助金ヲ興フ  
ヘカラストス（八四）

八七二年の新法には小学校の教官には

「レーメン」（僧徒ヲ除クノ外一汎ノ人民ヲ言フ）ノミ真ノ小学校教官タルベシ（八八）

とある。最後の部分には質疑応答の記事がある。その学校の種類を述べている箇所では「デノミナシヨナル、スクール」について述べ、從来その土地の聖職者らによつて建てられた学校であつた事、その「宗旨ノ社中」より資金が出されている事（九一）、從来「僧徒ニテ万事ヲ支配セシガ」後に新令によつて改革され人民の選挙による教育事務局が委任された、とし「此法令大ニ衆望ニ適ヘリト言フ」（九二）と結ぶ。

## (III) フランス(第四、五、六、七巻)

ここではフランスにおいて一八五〇年から一八七一年までの間に発布された教育令、諸規定などが報告されている。新令が出る度に改正されている項目があるので、ここでは主に内容的に見て宗教と関連している点を挙げる事にする。

宗旨及び藝術の管轄ハ屢々變革アリ後一千八百七十年九月四日以来遂ニ文部ニ屬セリ即チ現今共和政治布告ノ日ナリ  
(九七)

と先ず宗教の位置づけを記し、その下の組織を説明する。文部卿の下には「司法官、僧徒、教官及び德望アル平民」からなる約三〇人の文部上議員(九七)(一〇九)がいて、大事件が起きたと集会して文部卿を助ける。

小学校の科目の中には、「神史」が含まれ(九九)、教官は「俗ト宗旨トノ二種」に分かれていて

宗旨ニ属スル教官ハ「レンドル、ドベザンス」宗社ノ頭ヨリ與フル免状ノ類ヲ以テ学力ノ証書ニ代用スル事アリ  
(一〇〇)授業は諸種の教官に任せらるが、「宗教ハ其宗ハ其ノ教師ニ任ス此教師ヲ『ヲーモニエー』ト言フ」(一〇一)  
大学の種類の中には神学校もあり、

神学校ハ巴勒府ソルボンヌニアリ加特力カトリック教及其歴史ヲ講ス(一〇一)

これは、各官省のうち文部省に属する学校で

「セミナール」(神学校の事)寺院学校ノ義ニシテ宗旨ノ教師ヲ教フル学校(一〇七)  
である。一つの県が一大学区となり、それを大学長官が總管しているがその議長のもとに編成されているのは大学議会である。この構成メンバーには、セーズ県の場合を見ると

巴勒府ノ大和尚或ハ其代理人一人僧会ノ選メル「エグリズ、レフォルマー」ノ教師一人

僧会ノ選メル「コンフェシオン、ドーグスブル」ノ教師一人

僧会ノ選メル猶太宗ノ僧一人（一一一）

などと宗教への配慮が見られる。同じように監察官のメンバーにも、「キュレー」と呼ばれるカトリックの教師、「バスクチュル」というプロテスタントの教師、ユダヤ教の僧が入っている。これら諸宗の教師を含む監察官は、各宗の専門学校とその宗門を教える学校を監察する（一一三）。さて教官についても次のような規定がみられる。区学校の教師で区費をもつて支給される「区教官」は、各区の議会で選ばれ、大学議会からの推薦又は

宗旨社中ノ教育ヲ以テ自ラ任スル人ニシテ其頭ノ推举スル者ヨリスベシ「加特力（カトリック）」宗ニアラサル宗門ノ教官ハ「波羅特（プロテスタント）」宗ノ僧会中ヨリ選挙ス（一一七）

とあり、区学校設立についても、

數宗公然行ハルル区ニ於テハ各宗ノ小児ノ為メニ各箇ノ学校ヲ設ク（一一九）

と宗教が設立原因になつてゐる。しかしこの項目の下には「此件甚々不便ナリ」と言う但し書きが附されている。

巴勒（パリ）府の例として、大学議会の下にある「アロンヂスマン」「その数は二〇区に分けられている（一四三）」

各代表と少なくとも月一回は集会を開き教育について議決するが、その時、その地域に

加特力宗ノ外ニ國法ノ許セル他宗ノ小児ノ入学セル学校アレハ其宗門ノ教師モ集会ニ列シテ發言スル權アリ（一一

〇）

と記す。このように諸宗教の自由は認められていて、統いて同じ主旨の項目がある。

諸宗ノ教師ハ夫々其宗旨ニ関スル教ヲ監督スヘシ

右教師ハ何時ニテモ校内ニ入ルコト勝手タルヘシ

諸宗ノ小兒ヲ混シテ入学セシム学校ニ於テハ

夫々ノ教師一人ツ、隨意ニ校内ニ入り其宗旨ニ関スル教ヲ監督ス夫々別ニ各宗ノ学校アル時ハ其父母ヨリ公然欲スル趣ヲ申出ツルニアラサレハ小兒他宗ノ学校ニ入ルヲ許サス（一一一）

又、「諸宗ノ教師事故アリテ其業ヲ停止セラレ又ハ免セラレシ者ハ」規定により免許は与えられない事（一五三）にも言及する。また無謝学校の入学者を決める時も宗教者が関わっている。

戸長ハ毎年諸宗ノ教師ト合議シ管下貧民子女ノ無謝学校ニ入ルヘキ人名ノ表ヲ作リ区会同意ノ上ニテ県令之ヲ決定ス（一一一）

又大学議会より命じられる「試考掛」には「宗門ノ教師」一人が入っている（一一一）。「女学校ノ事」の所では、レッグル、ドベジアンス（宗会ノ長ヨリ與フル所ノ教官ノ学力証書）ヲ所持スル女ハ別ニ試考掛ヨリ與ヘル学力ノ証書ヲ有セサルモ亦其宗旨社中ノ女教官タルヲ許ス

とある（一一一）。女学校の監察については

宗門会社ノ設立セル女学校寄宿校ハ和尚ノ推挙ニ依リテ文部卿ノ命セル僧ヲシテ之ヲ監察セシム（一六一）

学校ではなく塾のような教会学校の場合でも監督している。

諸宗ノ教師ハ本法ノ規則ニ拘ラスシテ寺院学校ノ少年四人以下ヲ集メ中学ノ科目ヲ教授スルコトアリ但シ前以テ其趣ヲ大学長官ニ願出ツヘシ大学議会ハ其人員ノ四人以内ナルヤ否ヲ検ス（一二一）

又、兵役を免除され得る者の中に「官許ヲ得タル宗旨会社ノ教育ニ尽力セル者」も入っており、

大学長官ノ面前ニ於テ十ヶ年間其身ヲ教育事務ニ委スル旨ヲ誓フテ其約ヲ遂クレバ

よい事になつてゐる（一一八）。

以上フランス国の中の宗教の特記事項のみを挙げてきた。第六卷からは原文を見ても判るように翻訳者が異なるのか用語や字体に違いがある。又内容的に言つて前半の学制について重複している箇所も多い。よつてこの後の六、七巻の中からは新しい事項のみを取り挙げる事にする。

公私幼稚学校の教育科目の最初には、「神教大意」とか「神教ノ歌」などがある。ここで言う神教とは宗教のことであろう。

加特力宗ノ各公立幼稚学校ニハ耶蘇ノ磔像ト聖ウエルジ（聖母のことか）ノ像トヲ置クヘシ（一七七）  
と細かい規定がある。又「幼稚学校長ニ任スヘキ年齢風儀並ニ天稟ノ事」については、特に婦人を用いる事とか、満二十四歳以上とか、規定の証書を持つ

副校长長並ニ「レントルド・ベジアンス」ヲ所持セル宗旨社員ハ齡二十一年以後ハ仮ニ小兒三十人乃至四十人ニ過キサル幼稚学校ノ長ニ任スル事アリ（一八〇）

幼稚学校を望む者に対する試験科目には「神史（教会史か）、宗教大意」などが含まれてゐる（一八〇）。  
教科並に諸課業の事についての箇所では、

神教ノ道ハ……簡短ナル課ヲ設ケ特ニ小兒ノ神教書ノ初篇ヲ教へ又神史中ヨリ小兒ノ風儀ニ関シテ眞実恭順仁恵ノ心ヲ起シ安詳ナラシムヘキ説話ヲ抜粹シ図画ヲ加ヘテ解シ易カラシメ以テ之ヲ教フヘシ

修身ノ道ハ歴史中ノ説話ヲ教へ小兒ヲシテ神ヲ敬シ帝王及ヒ皇后ヲ尊ヒ孝尊親順ニシテ風儀正シカラシムルヲ以テ目的トスヘシ（一八五）

公立幼稚学校の授業は午前十時より始まり

修身ノ教ノ始ト終トニハ短キ礼拝ノ後ヲ唱ヘシム（一八六）  
専門中学の科目としては、第一箇条に

修身並ニ神教（二〇一）、

とあり学力証書を希望する者には口答試問があり、その項目には、「宗教ノ大意及ヒ神史ノ問」（二〇七）とある。一八七三年の文部省定額金については、カトリック神学校（二三八）教門師学校（二〇七）宗教寮（二三九）などがあり続いて、大学で神学校の免許を得た者の数（二四一）も記されている。

#### （四）ベルギー（第七巻の後尾）

フランス国第七巻中の最後の所に「白耳義國教育略則」という短い記録があり、  
教師ハ必健康修身ニ著目スヘシ宗旨ノ教ハ其宗ノ僧侶ニ任シ学校課業ノ時限外ニ之ヲ為スヘシ（一五七）  
と最後の項目が締めくくられている。

#### （五）ドイツ（第八、九、十、十一巻）

四巻の内、第八巻は「学校ノ景況」という題に始まっている。その第一篇が、教育事務とありその第一は、「寺院」となつてゐる。ここでの関心は国民教育権について政府と教会との関係がどのようになつてゐるか、という点にある。冒頭の部分を長いが引用しよう。

波羅特宗プロテスタント奉スル獨乙國中ニテハ寺院政府ト共ニ力ヲ合セ小学校ヲ保監ス故ニ政府ハ之ヲ保護シ寺会ハ之ヲ監察ス然レドモ寺会ノ教育上ニ關係スルコトハ國々ニヨリ多少ノ別アリ（二六一）

例えはプロンヤに於ける政府と教会の学校支配権の区別について

一小区ノ牧師タル者ハ其職ヲ以テ区内学校ノ督學タラサルヲ得ス然レトモ此督學ハ唯学校ヲ視察スルノミナラス兼テ又コレヲ管理ス

小区中ニ枝分セシ小学校或ハ本区督學ノ外別ニ事務局ヲ設ケ置キ区内ノ学校或ハ数区共用ノ学校ヲ差配セシム

此局ノ官員ハ諸州異同アリ然レトモ小区内ノ牧師ハ必ス其官員ニ加ヘリテ多クハ其局ノ席頭タリ（二六一）

その他、市区の政府学校事務局の事、地方の監督の事、地方監督の上に州内寺会の統領、「高宗師」ビショップがいる事、

但シ此寺会ハ重ニ寺院ノ事務ヲ司リ教育事務ニ係ルコト小シ然レドモ小学校及ヒ其教官等ハ直ニ寺会ノ差配ヲ受ケ

スシテ大区学校事務ノ支配ヲ受ク（二六二）

統いて政府の所では、「文官ヲ用並テ僧官ノ權ヲ削レリ」という点を強調する（二六三）。

カトリックの学校評議局の議員について、政府はカトリックのビショップと商議するがこのビショップ「高宗師」  
は

緒令真ニ法王「羅馬法王」左祖ノ者ナリト雖モ両三年ヲ出テスシテ遂ニ政府ノ管轄ヲ受ルニ至ルヘシ（二六四）

とやがては教皇の支配からも脱しようとしている様子を述べる。

又牧師の職務について詳細を述べている。第一の職務は「眞神ノ道」（二六九）を講ずる事であるが、その他にしなければならない事も多い。学校巡察の事、神学教授の事、生徒卒業前の経書問答カテキスマスの教授の事、試験の事などがある。又ここでわざわざ、

但シ此場ニテ神学ト称スルハ聖經略史ヲ教へ且生徒ノ業ヲ学ヒシ所ノ路得ルーテル氏著述ノ問答書ヲ解明シ其上ヤ

ヤ高尚ナル教旨ヲ教フルヲ言ナリ（二六七）

と説明し、カトリックに対しプロテスタントの教えを強調する。牧師の学校に対する支配権は多分に彼の才能とその人望によるとも述べ、政府の官吏が一朝にして変革出来るものではないと言う。

一千八百四十八、九年ノ間ニアタリ独乙國中種々ノ混乱ヲ生ジ人民蜂起シテ國法ヲ改革セント謀リシトモ其議論教育事務ニ波及セリシカシテ彼等ノ謀リシ所ハ敢テ強迫法ヲ廢スルニアラス唯學校ヲシテ多少自由ノ權ヲ得セシメ且牧師ノ手ヲ脱シ政府ノ統括ヲ受シメントセシナリ（二六八）

と述べ、諸党派の意見も異なり

學校ニ於テ授クル所ノ平常学科ノ教法ヲ論議スル者數多アリト雖モ未タ合衆國マサチュセッツ邦ノ學校ニ於ルカ如ク宗派ヲ問ハス唯生徒ヲシテ聖經ヲ素読セシムルヲ是トセシ者アラス（二六九）

とアメリカと比較したりしている。

学校の経費負担について説明している所では、人民の寄付によるものと、「半ハ素ト寺院ニ属セシ土地ノ税中ヨリ成レリ」と言う。

ウォルデンボルグニ於テハ国王ノ特裁ヲ以テ寺院学校等ニ属スル所有品ヲ以テ悉ク政府ニ付属セシメ別ニ年々莫大ノ金ヲシテ学校等ノ費用ニ供ス（二七〇）

といわれる教会領没収について触れている。

ベルリンに於ける教会関係学校中には「加特力ノ学校、仏郎西寺院ノ学校、ボヒミヤン寺院ニ属スル学校」等という区分もあった（二七一）。

先にも触れたが「強迫法」という義務教育制度についても述べ、製造所等で働く児童にも強いて教育の機会を与

え、「半日学校」や「半限学校」「夜学校」の働きながら学ぶ生徒の状況を説明する。このようなドイツに於ける義務教育制度の創始は、

既ニ宗旨ノ大変革ノ起リシトキヨリ始マリ波羅特宗ニ属セシ者ハ其子弟ヲ入校セシムル事ヲ以テ己ノ職分トナセリと述べ一五二四年、ルターが教育要綱を教示した事に始まるとする（二七六）。

独乙国民ノ信スル宗旨ハ乃チ加特力波羅特及ヒ猶太ノ三教ニシテ人烟稠密ナル市邑ニ於テハ総令強迫法ヲ以テ童幼ヲ入校セシムルコト決シテ困難ヲ生セサルヘシ如何トナレハ人烟稠密ナレハ從テ学校ノ数ヲ増シ兼テ各派ノ宗旨ヲ教フルニヨリ人々己レノ信奉スル宗派ノ学校ヲ選ミ其子女ヲ入ル、ヲ得ヘシ然レトモ郷里ニ於テ甲宗ヲ信スル者多ク乙宗ヲ奉スル者少ナキ時ハ乙宗派ノ人別ニ一校ヲ保存シ得サレハ大ニ不便ヲ生ス（二八七）

とこの巻を結ぶ。

ドイツ国八巻では、公立学校に対する私立学校について説明する。公立学校が全備されている訳ではないので、「人民私力ヲ以テ之ヲ補助ス」と記す。「バロヒアールシュール一小区ニ属スル学校」、その他古来より寺院に属する学校、日曜学校、夜学校、幼稚養育所など（二八九—二九二）があつて、

近來政教ニ係リテ混雜ヲ生セシヲ以テ政府ヨリ比類ノ学校ヲ設ル事ヲ禁シタリ然レドモ幼稚園ヲ禁止セシニアラズ戒懲学校ト称シテ行状不正ノ少年ヲ安置キ耕作等ヲ教フル学校ヲ停メシナリ此等ハ悉ク仁憲社ヨリ設クル者ナリ（二九二）

と言う。また師範学校について、入学する時

試験スヘキ科目ハ甚容易ニシテ音楽及小学教授ノ科目ノ異ナラス試験ノ箇所ハルーテル氏ノ聖經「カテヒスマス」教法問答書或ハイデルベルヘ著述ノ「カテヒスマス」福音伝ヲ各日曜日ニ分配シタルモノ（其ノ日曜日ニハ其章句

ヲ読ヘント寺院ニ於テ定メタルナリ) 聖詩中凡二十首(神徳ヲ称美シタル詩ナリ) 其他旧新約書中最要ナル箇条ハ悉ク之ヲ  
暗唱セシム(二九九)

とする。そして入学すると、構内の寄宿舎に入る事になる。その日課を見ると  
夏ハ生徒午前五時ヨリ起キ冬ハ午前五時半ヨリ起キ六時ニ至リ礼拝ノ席ニ出テ……日曜日ノ朝ハ教官一人生徒ヲ率  
テ村中ノ寺院ニ至リ(二九八)

と宗教的要素が生活の中に深く入っているのが判る。

ここで授業科目についても詳しく説明している。週二時間の「学校ノ編成」と言う所では、

第一級(一年目ノ生徒)ニ於テ「クリスチヤン・スクール」ト称シテ耶蘇聖經ヲ教授ス其他学校ノ歴史及学校ト寺会  
トノ関係及ヒ宗旨改革(一千六百年代ニ当リ独乙國中加特力宗ヲ廢シ新ニ波羅特宗ヲ起セシヲ言フ然ルニ今ニ至テモ独乙國中  
加特力宗ヲ奉スルモノ尚多シ)以後ノ学校家ノ歴史及ヒ始メテ初等学校ヲ開キシ時ノ景況ヲ知ラシメ第一級(二年目ノ  
生徒)ニ於テ学校内ノ事務及ヒ耶蘇聖經ノ教方ヲ解明シ第三級(三年目ノ生徒)ハ生徒ノ以後教員トナレル時政厅及  
ヒ寺会ノ法令ニ従ラ以テ其職分トナスヲ教諭ス(三〇一)

統いて「神学」という科目について述べられている。詳細な内容が記されていて状況が判るので長いが引用してみ  
る。

小学校の教員タル者ハ童幼ノ先導タルニヨリ宜シク敬神礼讓ノ本意位ヲ体シ天神ノ真理ヲ知リ如何シテ罪人(心ノ  
罪ヲ言フナリ)ヲ救フヲ得ヘキノ道理ヲ学ヒコノ道ヲ以テ己ノ言行ニ施スナリ生徒ニ教ルニバーネンノ(人名)「カテ  
ヒスマス」聖教問答並ニ耶蘇門徒ノ其教ヲ四方ニ播揚セシヨリ今日ニ至ルマデ深ク其道ヲ信奉セシ人物ノ伝及ト伝  
教使ノ勉力ヨリ遠ク海外ニ伝教セシコトヲ以テス……童幼ニ聖教略史ヲ教フルハ決シテ教旨ヲ教ヘ又ハ童幼ノ行狀

ヲ戒ムルニアラス天神ノ如何シテ選民（前ニハ猶太教ヲ信シ後ニハ耶蘇教を擧セル人民ヲ言フナリ）ヲ待セシヤノ縁起ヲ  
教ヘ天神ト人間トノ關係ヲ教フルノミ故ニ小学校ノ教員タルヘキ者ハ宜シク聖史ニ通曉スヘシ……向後教員タルヘ  
キ者ハ小学校ニ於テ教フル所ノ聖史ヲ暗唱スベシ（三〇一—三〇二）

プロイセンの師範学校の祭日には、ルターの命日も含まれていて、その他宗旨の祭日には聖歌を唱える事とある（三  
〇三）。

一八四八、九年より北ドイツでは教員養成について大改革があつた事を述べ、その一つの状況として次のような記  
事がある。

以前ノ教員ハ好テ高尚ナル學術ヲ教授セリ故ニ政府ト寺会トノ間ニ困難ヲ生セシコトアリ然レドモ当今ノ教員ハ之  
ニ反シ政府ト寺会トノ命ヲ受ケ慎テ其職分ヲ奉スルニ至レリ而シテ当今ハ教官ノ不平ヲ鳴ラサ、ルモ學校ニ於ケル  
教育ノ然ラシムルト政府ノ嚴法ヲ以テ之ヲ抑制スルトニ由ノミナラス又給料ヲ増加セシニヨルベシ（三〇六）

この頃では、文部省が扶助金を出したり、人民から寄付を集めて文庫を設けたりするので

学校ハ職業ヲ失ヒタル者唯糊口ノ為ニ教員タルヲ求メ入学スルノ患アルニヨリ其頭取タル者大ニ注意シ入学生ノ行  
状及ヒ職業等ノ証書ヲ求メ且耶蘇教ヲ信シ童幼ヲ愛スル等ニ至ル迄悉之ヲ探索ス（三〇六）

などと注意をしている。

十巻では、一七九四年から一八七〇年までのプロイセン学校諸定則、学制等が記されている。ここでも宗教關係記

事を拾う事にする。

公学校ニ於テハ宗派ノ異同アリト雖モ決シテ生徒ノ入学ヲ妨クヘカラス

生徒中若シ公学校ニ於テ教フル法教ヲ奉セサルモノアレハ奉教教授席ニ列スヘカラス

と信教の自由と、一方同時に公学校に於ける宗教教育の徹底も計つてゐる(三一〇)。続いて小学校に於ける地方長官と法教師(牧師の事か)との管轄について、又学校の建築について寺院と同じく「別段ノ特權ヲ有スル」としてゐる。その為学校の土地や財産については「寺院ノ規則ニ準スヘシ」とある。しかし学校ハ寄付金又ハ死後遺納セル金ヲ以テ建ツルトモ寺院及ヒ法教社中ノ束縛ヲ受クルコトナシ(三一一)と明記する。

私立学校の中で、例えば「仁恵学校、予備学校、孤院、病院」などを公学校と同時にしたい時は、政府の検査を受け許可を受けるようになつてゐる。そのような時、

一派ノ宗教ヲ教フル学校ヲ更ニ公学校タラシメント欲スルトキハ……開校後三年ニ及ヒ其宗派ニ属スル生徒二十人ニ満タサルトキハ文部卿ノ命ヲ以テ公学校タルヘキ官許ヲ奪還スヘシ(三一七)

という規定もある。又宗教教育に関して

或ル学校ニ於テ生徒ノ奉スル宗教ヲ定メス且其等級ヲモ設ケサルトキハ其教官タル者ハ生徒ノ過半信奉スル宗教ト同シカルヘシ若シ一校中ノ課目一ナラス地方人民ノ奉スル宗教モ亦不同ナルトキハ宗教同シカラサル教官一人ヲ雇ヒ其課ヲ異ニシテ生徒ヲ教ヘシム(三一七)

新立ノ公学校ハ法則ニ循ヒ波羅特ニ属セサレハ必加特力ニ属セサルヲ得ス

しかし信教の自由も保証されていて、先述のように公学校とは異宗の生徒でも入学は出来るし、

生徒ノ宗教教官ノ宗教ト異ニシテ父母其ノ教授ヲ好マサレハ其子女ヲシテ宗教ノ教場ヨリ退カシムル事ヲ許可スヘシ

教官ト異宗ニ属スル生徒十五人以上ニ及ヘルトキハ別ニ近傍ニ住スル教官或ハ僧徒ヲ雇ヒ其生徒ノ奉スル宗教ノ教

## 授ヲ為サシムヘシ（三一八）

と規定する。

一学校若寺院ノ領地内ニアルトキハ其所有品ノ値ト其地ノ產物ヨリ得ル所ノ別トヲ通算シ學校入費ヲ出サシムヘシ

## （三二四）

ドイツの部冒頭で触れた官吏と牧師との関係について一八六〇年のものには、師範学校の「学頭ハ神学専門ノ人ニ限ルヘカラス学校官員ノ中ニ就テ之ヲ選任スヘシ」（三二六）とし、その役割の所では「学校職務ト寺院職務ヲ兼帶スルハ妨ナシ学校職務ニ付キ若シ不便アレハ之ヲ分別スルコトアリ」（三二七）とも記す。又「平民学校」のところでも元来学校ハ耶蘇教ニ限ルノ規則ナリ而シテ耶蘇ニ新旧二教アリヲ以テ又之カ為ニ学校ヲ分ツ……波羅特及ヒ加特力宗両派トモ生徒少ク或富有ナラシテ別ニ学校ヲ設クルニ耐ヘサル地方ニ於テハ平民学校ハ諸宗派ノ生徒通用ノモノトシテ之ヲ設クヘシ（三二九）

と述べる。ドイツ最後の巻では、プロシヤ教育雑記や学科表などがある。この巻では今まで「神学」と翻訳された言葉が「宗教」となっている。ベルリンの学校事務局直轄の平民学校、寺院学校、私立学校の学科表によると、宗教の時間は小学校は一週六時間（三四五）、中学校の場合は一週三から四時間（三五〇）、高等学校も三から四時間で（三五六一七）各々その内容を説明しているが、先述してあるのでここでは省略する。

歴史学の内容について述べているところでは「史学ハ法教ノ史及ヒ宗旨変革ノ史及ヒプロシヤ国史」（三四七）と規定していく、歴史と宗教の関係が深いことが判る。

最後の所で、宗教授業について具体的な指導内容から列記されてあるのでここに紹介しておく。

## 付録（聖教書中、学校ノ等級ニ由リテ学ブヘキ條款）

下等ニ於テ教授スル聖經歴史旧約書ノ中、

天地ノ開闢及ヒ楽土。人間始テ罪ヲ犯ス。カイン（以下、漢字とカタカナ表記の場合カタカナのみ記す）及ヒアベル。洪水。アブラハム。ヨセフ。モーセス。ダビド。

### 新約書ノ中

ツアーハリアス。ヨハン誕生。耶蘇誕生。東方ヨリ来レル知者。十二歳ノ耶蘇。耶蘇幸ヲ悦フ。食事。耶蘇海上ニテ風ヲ鎮ム。十人廢人。ナインノ少年。ヤイルースノ少女。ユタス及ヒゲセマン。十字架。蘇生。昇天。

中等ニ於テ旧約書ノ中、

バーベルニ塔ヲ築クコト。エリーザ。エゾウ及ヒヤコブ。エジプトヲ退クコト。砂漠ヲ経歷スルコト。ヨスア。エリ及ヒサムエル。ソウル。サロモ。ナボーツノ葡萄山。エリザ。ツアルパートノ寡婦。

### 新約書ノ中

耶蘇エジプトニ避ク。ヨルダン河ニ洗礼ヲ受ク。カナン婚礼。ペトルス漁り。カペルノームノ百夫長。カナンノ女。マルタ及ヒマリア。耶蘇セルサレムニ入ル。後飯洗足。

上等ニ於テ旧約書ノ中、

ソドム及ヒゲモルタ。バラオトモセス。エリホス略奪ノ事。シムソン及ヒルート。ダビト及ヒヨナタン。ダビト及ヒナタンソロモ神殿ヲ築ク。分国。エリア。ヨーナ。エレミエス。ヒスキアス（エゼキエル）。ヒラフ（ヨブ）。

### 新約書ノ中

マリアトエリサベット。ヨハン説法。耶蘇魔鬼ノ試ヲ受ク。耶蘇及ヒニコデムス。耶蘇及ヒサマリヤノ女。ベテスマ池中ノ病人。廢人ヲ療スルコト。耶蘇ノ名譽。ラサラスノ病ヲ救フ。神殿ヲ淨ムルコト。セルサレムニ付テ

ノ予言。耶蘇ノ再来。耶蘇カイアス及ヒヒラトスノ前ニ曳カル。耶蘇蘇生ノ説話(三五七一三五八)。

### (六) オランダ(第十二巻)

ここでは一八七二年の教育略則、一八五七年の学制が紹介されている。一八七二年の教育条例二十三章には「教育タルモノ……宗旨ノ教ハ全ク僧侶ニ委ネ闇カリ知ルコトナシ若シ説教ヲ請フモノアレハ学校課業時間ノ外臨時講堂ヲ借スハ妨ナシトス」(三七一)とある。これに則り

公学校ノ教官タル者宗教ヲ主張シ荒幻無稽ノ謬説ヲ唱へ強ヒテ其宗派ニ帰依セシムル等ノ事ヲ禁止スト雖モ小童ヲ福音ノ道ニ誘導スルコトハ妨ケナシ(三六一)

師範学校の生徒も「宗教ノ講授ヲ受ルコトハ公学校ノ生徒ト同一ニシテ全ク之ヲ宗教社中ニ委託ス」(三六五)となつてゐる。

オランダ国は十一州に分かれているが、南オランダ州人口の五分の一はカトリックである事、監督十一人の中、二人がカトリックで、あとはプロテスタントである事、このように「從前郡内監督多ク波羅特宗ノ僧侶ナリシガ教育新令公布以来漸僧侶ノ權ヲ殺キ貴重ノ官員トナスヲ禁セリ」(三六四)と言ふ。

私学校ハ……公学校ニ比スレバ大ニ劣レリス而シテ私学校ハ教官一員ニシテ生徒百人ヲ授教スルヲ以テ通常トス宗教ヲ講授スル学校ニ於テハ祈禱或ハ神歌ヲ唱フル等ニ時間ヲ費シ他ノ課業ヲ講習スルニ暇アラス(三六六)しかし一方では、宗教との関わりも深く「童子ノ學責」として、児童の就学期間は入学の時即ち六歳から十六歳の「得道」の時までとする。この「得道」とは「童子寺僧ヨリ教法ヲ聽聞シ幾多ノ年時ヲ経レバ其寺僧ヨリ之ヲ試問シ耶蘇教門下ノ下タルヲ許スヲ言フ」(四一)と説明する。

この条件が発布された時、初級学校ニ抵抗セシ宗派（加特力、波羅特）ノ者此ノ議論ヲ生シ中学校ニモ抵触セリ然レドモ此条例ニ從ハサレハ子女ヲ教導スルノ要ヲ失シ更ニ他ノ方便アラサルヘシ（三六六）と説明する。

### （七）スイス（第十三、十四、十五巻）

スイスについては、蘇黎チニーリツヒ州教育全則、上等諸学校、教官篇および学校統計、学校建築規則など全三巻から成っている。先ず「学区区分ノ法ハ全ク寺区ノ区分ニ符号ス」と述べ、全則の「神学教授ノ方法」という箇所の第六十九、七十、七十一章に宗教関係記事がある（四一四）。

初等小学中神学ノ教則並ニ書籍等ハ他ノ諸科ノ如ク学務局ヨリ定ムヘシ然レドモ学務局ヨリ其則並ニ其書等ヲ内決シテ後コレヲ寺院寮ニ示シ其決議承諾ヲ待ツヘシ寺院寮ハ又コレヲ全州寺院社中即僧徒ニ公布シ其承諾ヲ聽クヘシ寺院寮ノ決定ヲ経テ後学務局ニ於テ右教則書籍等ノ内変革スヘキ者ハ之ヲ変シ以テ一定ノ則トナス結尾学校ノ神学教則ヲ定ムルモ亦悉ク寺院寮ノ許可承諾ヲ経ヘシ已上ノ諸務ニ就テ学務局ト寺院寮ノ間齟齬ヲ生スルコトキハ両局ヨリ同數ノ人員ヲ出シテ一社ヲ設ケ其事件ヲ公議セシム或ハ困難ノ事件アリテ此社中ニ於テモ裁決スルコト能ハサルトキハ則州庁ノ裁決ヲ請フヘシ

とあり、統いて神学教授が不足したり、その勤務に関する問題があつた時など、その区の寺主（牧師）が区学監護の意見や許可を得てする事等が記されている。

教授科目については、小学校は「神学並ニ儀容学（模）」（四一三）、中学校は「神学」（四三五）、師範学校は「神学

並ニ儀容学」(四四七)などの事に触れている。又師範学校の入学試験課目には「聖經史記」が入っているのが判る。

一八六一年の記録を翻訳している詳細をきわめた学校建築の説明部分では、教会との関係はほとんど見られない。以上一八五九年のチャーリッヒの教育全則と統計の所は一八七〇年のものなので、その当時の状況を示すものである。

#### (八) デンマーク(第十五巻の後尾)

ここにはコペンハーゲン公学校略規の記録がある。三種類の公学校について述べられていて、一つは生徒が学資を出す有資学校、二には学資を出さない無資学校、三つ目は仁恵学校である。「神学」は三種類校共通して教科と定められていて、その教授について

公学校ノ教官ハ第一神学校ノ及第生免状ヲ得タル者、第二大学校ノ及第生第三練熟ノ生徒師範学校生徒、是ナリ然レドモ此練熟ノ生徒ノ如キハ神教ヲ教授スルヲ得ス(四八六)

と規定する。無資学校の箇所では

朝暮神歌ヲ唱ル時ハ各身ヲ起シ正ク立テ之ヲ唱フヘシ(四八七)

と細かい授業時間規則がある。

#### (九) ロシア(第十五巻の後尾)

最後に一八六九年ロシアの状況を載せてている。そこでは中学の状況、地方学校、初等学校の事が簡単に述べられ、また文部省から出された一般教育進歩のための学校新法規を説明する。統いて人民の中には私費を投じて「ギリシャ寺会ニ属スル少年ヲシテ教官タラシメント」学校を建設する者もいた例を挙げている(四九一)。又エスソニアに於い

てはギリシャ教会に属する学校が三百九十校もあり悉く無資学校であること、そして其の教官はロシア人僧徒であると言う（四九三）。

## 二 『実記』と『理事功程』に見る宗教関係記事の比較検討

### (一) 宗教訳語の問題

ここでは『理事功程』に使用されている宗教訳語を検討してみたい。表(A)は『理事功程』が、各国別の報告書になつているところからそこに使用されている宗教訳語を国別にまとめてみたものである。その結果先ず判ることは、全体として訳語が不統一である事である。これは開国期当時のこととて、宗教訳語がまだ定着していないという日本の実情を示している。<sup>(1)</sup>そのため通訳者によつて用語が異なる事、それを参考にして各国をまとめた報告者が用語統一と言う事に必要を感じなかつたのであらうし、又は通訳者以外にも複数の報告者がいた、などが考えられる。国別にその訳語の傾向を見ていくと例えば、「宗教」という用語はアメリカの卷では全く使われていない。特徴ある用語としては、「神書」「神教」「神学」「神学校」「神学生」などがある。また聖書の事も「經典」という場合が多い。この卷と同じような傾向があるのは、ドイツ、九卷である。「宗教」の語が一つも使われていない事と、「神学」という語が非常に多く使われている事である。前述した『理事功程』の解説者小林氏は「新島襄の手による『独乙國公立学校学則』と題する草稿は体裁内容ともにかなり『理事功程』中の独乙國の卷の記事と一致しており後者が新島のそれに基づいたものであることは疑いがない。ただし、両者の間には必ずしも完全な一致がなく<sup>(2)</sup>と触れておられる。

用語	国名 アメリカ	イギリス	フランス			ベルギー	ドイツ			オランダ	スイス			デンマーク
			一卷	二卷	三卷		二卷	三卷	四卷		一卷	二卷	三卷	
洗礼							1			1				
フレンチ加特力							1							
カテヒスムス							1							
福音伝							1							
旧新約書							1		5					
耶蘇聖經							2							
聖教問答							1		2					
法教教師							1							
法教社中							2							
宗教教官							1							
聖教歴史							1		2					
修身									2					
宗教教授							3							
聖教							2							
聖書	1						2							
聖経							1							
宗教社中										1				
神歌										1				1
得道コンヒルマチオン										2				
儀容学										2	1			
神学教授										4				
神科											1			
耶蘇教師											1			
聖經史											1			

表(A) 文部省『理事功程』に使用されている主な宗教訛語

用語	国名 ア メリ カ	イ ギリ ス	フランス			ベル ギー ン	ドイツ			オ ラン ダ	スイス			デン マー ク
			一 巻	二 巻	三 巻		二 巻	三 巻	四 巻		一 巻	二 巻	三 巻	
宗旨	1	5	17		5	1	2		2	3				
教法	1	2					5							
神書	1													
神学校	4		2											
神学	1		1		1		16	1			14			1
神学生	1													
法教師	1							6						
經典	3	1												
教祖誕生 キリストマス	1									1				
宗教		9	2		2			9	27	4				
宗門		5	9	5			1			1				
宗旨社中			2											
宗門会社				1										
宗教大意					1									
加特力宗		8	2	1		10	1		5					
波羅特宗		7	1	1		6	2		4					
耶蘇		2		1		5	2	10		2				
神史		1		2										
神教		9		7								1		
神				1		1								
大和尚			1	5										
和尚			1	8										
高宗師 ビショップ							3							
羅馬法王							1							
牧師							22							
經書問答							1							
神學教師							1							
聖教略史							2	1						
仏郎西寺院							1							

用語 國名	カトリック	プロテスチント	基督教	新教	旧教	天主教	チエズイツト	基督教	古教	西教	キリシタン教	法教	宗教	耶蘇教	宗門	宗旨	波羅特宗	加特力宗
スウェーデン		1											2					
オーストリア	19	4	2	1	4	2		2				1	8					
イタリヤ	15	5	2		8	1		2	5			3	3	10	1			
ボイブルトバガニールア	4	4	2									1						
統ヨーロッパ論	6	3		3	1	2			2	1		1	4	1		1		
地中海	1																	
紅海	1																	
セイロン					1								2					
支那	1						1					1						

表(B) 「米欧回覧実記」(表中1.2. ...) と「理事功程」(表中 ① ② ...) に  
使用されている主な宗教訛語比較表

用語 国名	カトレイキ	プロテス	教	信	新	旧	天	主	チエズイツ	基	古	西	キリシタン	法	宗	耶	教	宗	宗	波	羅	特	力	宗
アメリカ	4 ①	5 ①	1	5			1	3	1					13	2		①							
イギリス	2	1	6				1							①	①	⑨	3	1	②	⑤	⑤			
フランス	10	4	3	1	1		1			1	1				5	1		⑨	⑯	⑦	⑧			
ベルギー	2	1		1																		①		
ドイツ	11	10	1	1	8	1								①	3		⑯	⑯	⑦	⑤	①	④	⑧	⑪
オランダ	1	3	2	1					1						8			①	③	④	⑤			
スイス	6 ①	2 ①		①		3	1								2		②		1					
デンマーク			1								1													
ロシア	13	1	2	1	1		1			1	1			4	1	4		2						

この点を検討すると八、九巻は新島のものに一致していると言える。「真神」などという目新しい訳語がドイツの卷に使われているが、これは新島の書簡などに見られる独特な用語なのである。しかしドイツの十、十一巻は八、九巻とは別物のものとした方がよい。またはイギリスの卷のところで述べる積もりだが、訳語などのずれがあるので新島が八、九巻を記した時期と十、十一巻の時期が異なる為とも考えられる。前述の小林氏は特に言わっていないが、アメリカの卷も新島によるものと推定されるのは、「神学校」「牧師」という用語が頻繁に使用されていて、八、九巻と同じ関心が伺えることである。

イギリスの卷では、「宗教」という訳語が中心に使用されていて、その他「宗門」「宗旨」が多い。「宗教」の訳語がここと同じように多く見られるのは、先述したドイツの卷の後半部分の十、十一巻である。

フランスの卷では、「宗旨」という表記が圧倒的に多く「宗門」「神教」とか「加特力」「波羅特宗」など幕末以来の宗教訳語が目立つとの、「和尚(ビショップ)」など、ここでしか使われていない語もある。カトリック国であるフランスの学制や諸規則が集められていて、他巻に見られるようなカトリックそのものや修道会経営の学校、イエズス会への批判が入っていないのが特徴でもある。特に六巻は学制のうち「幼稚学校ノ事」という事項が含まれている為か、カトリック教育の詳細まで翻訳され、例えば学校にはキリストの十字架像と聖母像を置く事、などの内容までも言及されている。

その他の国々の中では、オランダの部はドイツとほぼ同傾向の訳語が使われており、「洗礼」という語が目新しい。デンマークとオランダに出てくる「神歌」も珍しい。イスラム教と同傾向で「神学」「神学教授」と言う語が多く、又「得道コンヒルマチオン」など特殊なものもある。

さて次には前述の『理事功程』の宗教用語の特徴をもとにして『実記』との比較を試みたい。表(B)は『実記』

と『理事功程』の宗教訳語の比較である。先ずアメリカの卷では『実記』(以下前者といふ)は『理事功程』(以下後者といふ)と全く違つて「宗教」という語を多く使つてゐる。これは後者が新島の手になるのに對して、前者の場合には岩倉使節団が滯米中よく接觸した人物の一人である森有礼の影響とも推察される。森は『宗教』<sup>(5)</sup>を著し、明治七年頃までには「宗教」という訳語を普及させた人物の一人とも言えるからである。

イギリスについて、前者の場合は宗教関係記事そのものが比較的少ない。その中の特徴は後者では使われていない「教門」が中心的に使われてゐる事である。「教門」という語は、明治七年の『教門論』<sup>(7)</sup>で西周によつて「宗旨」「教法」を改めて統一して用いられてゐるところから、その影響とも考えられる。フランスについて前者では「宗教」「教門」という語を使いつつ、一方では「カトレイキ」「プロテスタン」を明記している。ドイツの卷でも前者は「カトレイキ」「プロテスタン」を使い分け、更にドイツ・プロテスタンを強調しようとして「新教」という語も多く使つてゐるのが特徴である。これに対して後者は「宗教」の語を頻繁に使用してまとめて表現してゐる。

筆者は最近、幸い久米邦武の『実記』最終刊本までの草稿<sup>(8)</sup>を目にの機会を得た。いく段階かを経ながら推敲を繰り返す久米の努力を伺える諸原稿であったが、その中で宗教訳語の久米自身の手になる訂正部分がいくつかあつた。それらを列挙してみると、天主教を訂正して→カトレイキに、新教→プロテスタン、旧教→カトレイキ、耶蘇教→基督教、宗門→宗教、といふものであつた。ここに久米の宗教訳語を統一する意図を伺う事が出来るが、結果的には完成されていない。表(B)をみても判るように多種多様な宗教訳語が使用されているのである。又、久米は前者を執筆するにあたつて、彼と同じく「宗教取り調べ」係を命じられた田中の報告書、つまり後者を参考にしてゐるが、表(B)をみてもわかるように両者は必ずしも一致していない。この事は、特に久米が宗教関係を調査報告するにあたつて田中の報告書のみでなく、種々の書物や、本人のものはもちろん他の使節団員の体験、出会つた人物の意

見・記録を基にしているという事を意味する。

また久米が使節団に従つて米欧を回覧中に取つたメモが数部保存<sup>(10)</sup>されてある。そのうち「環瀛筆記」と題するノートの中に出でてくる宗教用語には、「西教」「教法」「天主教」「加特力」「教門」「宗門」「宗旨」「新教」「旧教」「カトリック」「プロテスチャント」などがある。また「奉使歐米日記」とそれらに付属しているメモには前述した用語以外に「邦教」「加特勒」などがある。このように初めの頃の記録には種々様々の宗教用語が使われていた事もわかる。

更に久米は、使節随行に際しては、いく冊かの参考文献を用意していった。久米が後に参考文献について触れているものだけでも挙げてみると、『瀛環史略』『政教史略』『西洋事情』『聯邦志略』等がある。これら参考文献からの抜粋メモが残されているので久米はこれらを参考にしたとは思うが、しかし書記官の任に当つては自分の目と耳で確かめた新鮮な言語や体験、新知識、現実の有様を書き留めていったのである。そして当然『実記』をまとめるに当つて久米は、古い文献から例ええば宗教記事をそのまま引用するという事などはしなかつたのである。

## (1) 宗教視察内容の問題

さてここでは宗教関係記事の内容について考察したい。岩倉使節団中、宗教視察を命ぜられた久米邦武と田中不二磨は、帰国後両者共に特にその報告書を出した訳ではない、と言う事は既に述べたところである。そこで両者の宗教関係報告記事を多く含むところの『実記』と『理事功程』からそれを読み取らねばならない。前者については既に検討した事があるので、それをもとに先述した本論一の「文部省編『理事功程』に見る宗教関係記事」とを比較検討してみたい。

先ず両者に共通している点は次の通りである。第一に、プロテスチャント的宗教観が濃厚である事、第二に欧米諸国

の歴史の中に現れた諸文明が、宗教的神精神を推進力として成立してきたことを見出し、それだけに文明国には宗教が必要であるとしている事、そして現に文明国の人々は皆宗教心が篤い事を記している点。第三には反カトリック的姿勢が強く、新教と旧教の区別を明記している事。第四に宗教と教育を関連づけて捉えてきている事。第五に政府と教会との関係をしばしば述べてある事。それは欧米諸国の政府は、各キリスト教宗派、修道院、などの教会勢力からその支配権を奪い取ろうとしている点である。しかし反面、宗教が国家を形成している人種の問題と深い関係を保つて、文明開化の手段となっている事を認めている。それ故に、多くの文明国は信教自由政策を探っていることを確めた。同時に宗教寛容の制度に対する認識も深め信教自由も抽象的な原則として客観的に存在しているのではないことを知つたのである。また、宗教寛容という自由政策も、無制限に行われているのではなく、国教というものを併存させて政府と民心の調和を計っている事などを見抜いている点などである。

ところでこれらの点について『理事功程』の中心的な草稿者の一人である新島襄の著書・書簡等はこれを補足する。「今度日本よりの使節亜国へ御到着後、森少弁務使の御頼みにて、合衆国の都ワシントン迄で官費を得て罷出で候て、田中文部大丞と色々教育の儀に付、議論仕候處、田中公と大に議論も合い、相談にもなるべき人と見込み候故、先ず此度は田中公と同道し、欧羅巴へ参り、各国に於ける教育の仕方を穿鑿致すべしと決心仕候。」と新島は父親へ書簡を送っている。<sup>(13)</sup>これは明治五年の事で、これを機会に新島は田中理事官に雇われたのである。これ以後彼は教育視察の感想を各所に記している。例えば文明国と宗教との関係について「……此の獨一真神の真理は、當今強大なる英國・プロイセン・合衆国にて頗る行はれ候て、國を富まし兵を強め、人心を一致するもの、此の至大至妙の真理に如くものは無しとぞんじ候……富國強兵の策は全く此の眞理より起らんこと必定なり」と言う。新島は宗教が熱心に行われている強国としてイギリス、プロイセン、アメリカを挙げているが、『実記』では、宗教の熱心な文明国を

順番に挙げて、アメリカ・イギリス・ロシア・スウェーデン・プロイスク・オランダ・ベルギーと言つて、<sup>(15)</sup>

また幕府の禁令を犯して海外に脱した彼が帰朝について明治政府から許可を得たく一友人に依頼している書簡がある。そこでは自分はプロテスタントの信者ではあるが、決して「ボルチュギース人の伝へし教門」ではないとカトリックではないことを主張している。そして既述したように彼がしばしば使う独特な宗教訛語に「真神」というものが、あるが『理事功程』のドイツの巻にその用語が使われている。

ここでもう一度、『実記』と『理事功程』との比較に戻りたい。両者の報告内容の中で相矛盾する点、異なる見解などは見当らなかつたが、細部について言えば、以下を挙げる事が出来る。政府と教会との関係についてであるが、両著書とも一大関心事になつていてそこで具体的な例が各々異なるのである。例えば文部省官吏と牧師とからなる教育事務局や議会の構成メンバーの割合、教育内容の監督者、宗教授業の担当者、学校内における信仰自由の精神をどのような規定をもつて守るか、教師養成・資格・公立私立学校への教育助成金の配分、教会領没収の件、宗教学校から公立学校へ変更していく時の条件、などについて詳細を示しているのが『理事功程』である。

これに対してこの政府と教会との関係について『実記』特有の記事はビスマルクとガリバルジーについてのものである。この二人が紹介されているところではほとんどいつもカトリック教皇権を圧迫し、カトリックの勢力の先鋒となつてゐるイエズス会との闘争に触れ、如何にして政府が教育権を握ったかを述べるのである。イタリーのガルバルジー氏は教皇の権力を倒しその領土を没収し、ドイツのビスマルク氏はイエズス会士を追放したという文化闘争の強調である。もう一つ『実記』特有の宗教関係記事としては、「ナチュラル・フィロソフィー」と「モラル・フィロソフィー」<sup>(19)</sup>について言及している点である。それは宗教が、近代的合理性及び科学などによって捉え直された学問として紹介されている。これは使節団のその後の問題である、宗教と近代国家形成を問う時の示唆的な知識になるとも思

われる。このビスマルクとガリバルジーの事、「ナチュラル・フィロソフィー」と「モラル・フィロソフィー」の事については、かつて取り挙げたことがあるので、ここではこれ以上触れる積もりはない。最後に『理事功程』の記事に戻り、次の指摘をしておこう。「史学ハ法教ノ史及ヒ宗旨変革ノ史及ヒ国史」と国史と宗教を重ねて教えているドイツの様子や、「修身ノ道ハ歴史中ノ説話ヲ教ヘ小兒ヲシテ神ヲ敬シ帝王及ヒ皇后ヲ尊ヒ孝敬親順ニシテ風儀正カラシムルヲ以テ目的トスヘシ」というフランスの、一八五五年の公立幼稚園の規則などの紹介があることも見逃せない。この『理事功程』は明治六・八年にかけて出版され、明治十年に活版本になつた。

明治五年には「学制」が実施されたものの、当時の日本のリーダー達には具体的にはどのような近代国家形成とそれに向けての国民教育を構想するか、まだ方向を選択しかねていた時期であった。それだけに彼らは欧米からの新知識をどのように解釈し、それをどのように日本の中に取り入れていくか、重要な課題を背負っていたのである。そのような折り、岩倉使節団の欧米宗教取り調べ係としての任務を終えた久米、田中の兩人は、『実記』と『理事功程』をもって貴重な体験を政府と国民に報告したのであった。この意味からも帰国後の岩倉使節団の果たした役割がどのようなものであったのか、更に問いつづけなければならぬのである。

## 注

- (1) 比較思想史研究会編『明治思想家の宗教観』大藏出版、一九五五、は明治初期の宗教訳語についてよく説明しており大変参考になった。
- (2) 前掲書『理事功程』一～三ページ
- (3) 新島襄全集編纂委員会編『新島襄全集』一、教育編同朋舎出版、一九八三、四六七～六〇九ページ
- (4) 松山義則編『新島襄書簡集』岩波文庫、一九八六、七十、七十四ページ
- (5) 抽論「久米邦武と宗教問題」(『聖心女子大学論叢』、七十一号、八十三、九十三ページ)

- (6) 森有礼「宗教」(『明六雑誌』第六号)
- (7) 西周「教門論」(『明六雑誌』第四号) 前掲書『明治思想家の宗教観』一十四、二十五ページ
- (8) 田中彰「久米邦武と『米欧回覧実記』」(『久米邦武と『米欧回覧実記』展』—日本を世界にひらく岩倉使節団—久米美術館、一九八五)
- (9) 前掲書『西洋教育の発見』一一一ページ
- (10) 久米美術館所蔵
- (11) 久米邦武「大政維新と立憲政治」(憲法記念草稿田講演、久米美術館所蔵) の中で触れている。また『実記』(一巻、五十四ページ)でも『聯邦志略』について言及している。その他久米邦武「木戸孝允」(『新日本』第三卷第四号)にもある。
- (12) 前掲書拙論「岩倉使節団における宗教問題—『米欧回覧実記』に見る宗教観」、「岩倉使節団と信教自由の問題」でまとめてある。
- (13) 前掲書『新島襄書簡集』八十一、八十七、九十二ページ
- (14) 前掲書『新島襄書簡集』七十、七十一ページ
- (15) 前掲書拙論「岩倉使節団における宗教問題—『米欧回覧実記』に見る宗教観」五、六ページ
- (16) 前掲書『新島襄書簡集』七十一ページ
- (17) 前掲書拙論「久米邦武と宗教問題」八十七～八十九ページ
- (18) 新島もこの事については報告している。『新島襄全集』一、教育編、五九九、六〇七ページ
- (19) 前掲書拙論「久米邦武と宗教問題」八十九、九十二ページ